

▼日程第10 一般質問

〔今泉藤一郎議長〕再開します。日程第10 一般質問を行います。12番議員 池田榮次君他11名から一般質問が提出されていますので順次質問を許可します。12番議員 池田榮次君。

〔12番 池田榮次君〕ただ今、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今議会では町長の企業誘致を中心にお尋ねします。南部工業団地の完成予想図をちょっと出して頂きます。ずいぶん長い間協議も続けてまいりましたけれども、企業誘致ができますと、こんな立派な工場が有田の町にできる喜びを皆さん共々に共有できるわけでありますけれども、今の社会情勢から見る限りにおいては、容易なことと思えず、山林の購入に賛成いたしました議員の一人として、申し訳なさ、あるいは悔しさも同時に味わっております。同時に当時県から派遣されまして、山林の購入にご苦労願った森さんという方がお隣の住吉からご出身の方でしたけれども、その方に本当に申し訳なさでいっぱいあります。その意味からも、この予想図が企業との打ち合わせで作られたわけではありませんので、想定図に終わらないように一つ願いながら本題の質問に移らせて頂きます。まず町長に企業誘致の基本的スタンスをお尋ねいたします。ご承知のとおり、コロナの大流行で全世界が社会構造の変化を余儀なくされ、今はトランプ大統領によります高関税賦課で、全世界が経済的、社会的に混乱をきたしております。我が国も例外でなく輸出産業の底冷え、物価高騰によります消費の低迷は必然的だと考えております。そのような中で町長は、企業誘致や企業訪問で産業界が抱えております諸問題を肌で痛感されていると思います。議員も町長も任期は後1年弱しかございません。町長の企業誘致の基本的姿勢を改めてお聞かせ願いたいと思います。ただ、ご定義申し上げておりますように質問項目を掲げておりますので、ご答弁につきましては簡潔にゆっくりお聞かせ頂くことを前もってお願いをしておきます。よろしくお願ひします。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕お尋ねの企業誘致の基本的なスタンスですけど、こちらは有田町企業立地の、

〔12番 池田榮次君〕あの、私は町長にお尋ねしたんですが、なぜ。そうですか。

〔吉永まちづくり課長〕関する条例に記載のとおり、町内の産業の振興及び雇用の増大を図ることを目的として企業誘致を推進しております。特に若者に人気の就労先であるIT関連企業及び規模感が大きい、投資が期待でき、用地が必要となる可能性が高い製造業の誘致について進めております。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕簡潔なご答弁ということですが、ちょっと少し長くなるかもしれませんが失礼します。

私も就任して南部工業団地をはじめ、いろんな企業誘致まわってきてました。やはり、製造業ということで、特に陶磁器に関連するようなTOTOさんのグループとかということを経験してきましたが、やはり時代がちょっと遅すぎたということで企業誘致にはつながりませんでした。そのような中コロナがありました。でも本当に世の中の雰囲気ががらりと変わり、特に製造業ということに関しましては、なんかもう反応がないなというのが正直なところであります。そのような中、やはり、IT系とか営業系、事務系の先程ありましたけど、そういった規模感がちょっとちっちゃな企業に特化した形で職員が頑張ってくれまして、企業誘致にもつながっています。南部工業団地はおっしゃるように絵に描いた餅にならないようになんとか動いておりますが、やはり現実ちょっと厳しいなところが正直思っております。今の雰囲気で言いますと、トランプさんのお話もありましたように、なかなか世の中が明るい状況ではないので、ここで思いっきり投資できるかというところはなかなか判断に苦しむところではあります。後ほどあるかもしれませんが、県としっかり協議をしながら今、どういった対策ができるか製造業だけにこだわらずにいろんな多方面で考えていければなと思っているのが現在の私の心境であります。

〔12番 池田榮次君〕ご承知と思いますが、私は企業訪問で町長にお尋ねするのは2回目になります。1回目は、なかなか町長ご就任以来、訪問結果等の議会報告がありませんでしたのでね、公費で出張する以上は、中間報告ぐらいはしてもらってもいいんじゃないかということも1回やりました。今回はある意味、僅か我々任期は後1年弱でございますから、7年間の総括的な意味を持ってご答弁を頂ければありがたいと思います。まず、一番大事なことが議会付議をされておられません。南部工業団地あるいは中部小学校の予定地としておりました南原工業用地にしても未だ開発費用や売却単価、企業誘致への補助の必要性、あるいはその額、固定資産税のいわゆる五免五減等の必要性等々、何ら議会で決定を見ておりません。特に南部工業団地は県との共同事業であります。町単独では決められないと思います。そのような中で町長は東京出張等の機会にも積極的に企業訪問をされているようではあります。南部工業団地の企業誘致は先程申しあげましたように県と一体となって取り組む定めがあります。議会決定もない中で一方的に誘致活動ができるのか伺いたいと思います。当然県には東京事務所あるいは近畿方面を管轄いたします大阪事務所があります。企業誘致には県職員あるいは町の担当職員の随行も必要だと思いますけれども一向にその話は聞きません。そこで一体何を元に企業誘致に、企業にお出向きになって説明

をされているのかを伺いたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕南部工業団地と南原工業用地につきまして、開発、売却等の基本的な要件になりますが、こちらの方は売買単価等の適切な算出を行い、具体的な売却の話になった際に議会での議論が必要であるというふうに考えております。ただし、現時点では開発費が推測値の域を出ておらず開発費や売買価格も議会で議論行って頂くレベルに達していないため公表等も含めて行っていないのが現状です。現在は概算費用等の要件で企業誘致の方を進めております。また、補助の必要性等については、有田町企業立地の促進に関する条例に基づき、適切に補助の有無や五免五減の適用をしております。現時点です。一方で、当該条例が令和元年に施行されて以来、改正は行っておりません。質問にあったとおり、コロナ禍等があり社会情勢が大きく変わっております。このことも踏まえて当該条例及び関連規則等については、令和7年度以降の改正を検討しているところです。その際には、本質問にあった補助の必要性等についても議会との協議を経ることになるというふうに想定をしております。次に企業誘致に係る営業等の取り組みですが、基本的には担当課であるまちづくり課が所管で行っております。町が主体的にアポイントを取り、営業を行う場合は資本金や従業員数等を精査して、佐賀県と作成した企業訪問リスト、人的ネットワークから情報提供並びに独自調査で有田町を進出候補として検討されている企業からアポイントを取って営業を行っております。佐賀県との連携については、町が主体的にアポイントを取得し企業訪問等を行って進出可能性が高いと判断した場合には、県に連絡をして同行訪問等を依頼し、進出後の創業計画等が誘致に値するか等の精査作業を行っております。また、佐賀県が主体的にアポイントをして、取得して企業訪問を行い、有田町が候補地となった場合、こちらの場合は、町職員がその後に同行訪問等を行い、有田町のPRを行っております。他にも有田町単独では行うことが難しい大規模な企業誘致に係るプロモーションや産業見本市への出展事業等で佐賀県と連携して有田町のPR活動を行うなど一体的な企業誘致の促進を実施しているところです。このPRの元になる資料ですが、こちらにつきましては、令和5年度に作成しました佐賀県有田町企業立地ガイドを主に活用しております。また、進出可能性が高いと判断した場合には、企業に合った個別にオーダーメイドの資料を作成して対応をしているという状況になっております。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕企業訪問の東京出張のことでご質問がありました。やはり東京事務所の方に連絡いたし

まして行くこともありますし、陳情や要望の合間に行くこともあります。その中でいろいろな空気感とかいうのを所長、副所長とコミュニケーションしながら企業誘致に向けた動きをやっているかなと思っております。また、大阪方面はなかなか行く機会はありませんが、関西出張の際は、大阪関西事務所の方にも顔を出して、関西中京の状況等も踏まえて行っております。私も企業訪問ばかり東京行っているわけではありませんで、陳情の合間に行けるところに企業訪問行っております。先程、課長から説明あったように担当職員が行きました、その後で反応が良いよというところがあれば後追いで企業訪問させて頂くことがあります、やはり随行と一緒にいくとなると、なかなか私は道路関係で陳情に行っておりますが、その隙間を見て企業訪問をしております。そういうことでなかなか随行は難しいですが、しっかりと県の担当の方も連絡を取りながらやっております。先程実績を全然示さないということで言われましたので、ご報告させて頂きます。企業誘致、特に西有田ですけど、旧西有田エリアであります、1985年に株式会社アンスコさん、そして1988年日新電工、1989年YSK、1990年シンコウ・エスピーエー、

〔12番 池田榮次君〕それは町長のご就任前のことですよ。

〔松尾町長〕聞いてください。今からです。2000年アシック株式会社、2006年ジョイソン・セイフティ・システムズ九州合同株式会社、こちらが1985年から21年かけて6件です。私が就任しました2018年、2019年からであります、株式会社ライツ、スチームシップ、ピノー、リノベーションパートナーズ、Jpholic、アクトシーン、日本キャスト、こちらは製造業であります、日本汽力、有限会社上原機工でございます。7年間で9件の実績がございます。一応報告といたしておきます。

〔12番 池田榮次君〕私は先程、冒頭申し上げたように、南部工業団地、南原工業用地の企業誘致に関しての質問をしております。ほかのものは含めないで頂きたい。それからもう一つは、2人分の答弁を私は予定をしておりますので、ちょっと頭の中が混乱してまいります。ぜひ町長に私は今回質問も集中しておりますので、町長だけのご答弁に一つまとめて頂きたいと思っております。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔12番 池田榮次君〕ちょっと待って、特にですね、私は冒頭お尋ねしたのは、議会付議をされていないと。ということは、そのうち開発費用とか、売却単価、あるいは誘致企業への補助の必要性、あるいはその額とか、例えば現地に、有田に工業用地がありますけれども、一つ有田に工場を造って頂けませんかということをご相談に出向かれているんだろうと思っております。そうなること

やあいくらで売って頂けますか、私は端的なことを聞いていますが、いくらで売って頂けますかとか、あるいはどういう条件で我々に提示して頂くんですかという話が出てくるかと思ったんです。そういうことから私は先程質問したようにいわゆる所得税等云々かれこれをお尋ねしたわけですね。ぜひそういう意味で、この質問に限ったご答弁をぜひお願いを申し上げておきます。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔12番 池田榮次君〕まだ追加があるんですか。

〔松尾町長〕いやいや答えようと思ひまして。

〔12番 池田榮次君〕今の分には答弁要りません。町長に限ってご答弁を頂きたいということを申し上げただけです。ところで、南部工業団地、あるいは南原工業用地に限らず、企業の規模次第では数千人の、3,000人ぐらいとか話も聞きましたけれども、人材が必要だとお聞きもしましたし、なるほどそうだろうなというふうに私も思いました。それらの人材がこの小さな有田の町で集まりきるのか、初任給が26万とか、30万だとか言われる今日ですね、今の有田からそのような人材が仮に企業が誘致されてそちらの方に転出でもされますと、有田の町の商工業界は破滅の懸念すらあるかと思ひます。逆に人件費等が高騰する中で企業側としてはロボット産業的な、いわゆるわずかな人数で創業できる企業、あるいは他の市町から、特に佐世保市、あるいは武雄市、伊万里市等から人材を確保しないと集まらないようであれば何のために、冒頭説明があったように、有田に企業を誘致して、新たに有田に、有田の方に働く場所を見つけるための南部工業団地の取得であったわけですから、そうなりますと、町の企業誘致の目的から大きく逸脱すると思ひます。町長のご所見を伺いたい。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕南部工業団地、南原工業用地に関しましては、やはり私も製造業をと思っておりますが、何千人、何百人というのは、議員がご指摘のとおりです。これは前の議員の先輩たちのというか、町の課題だと思ひて取り組んでいるところであります。だから、何も製造業を造るだけの動きをしているわけではありませんので。一つ、有田町だけで人数が賄えるかということに関しましては、そういうことを考えて、武雄、嬉野というところで、3市町の「ありったけのうれしいを」という連携の中で、そこを嬉野さんでやったり、武雄でやったり、有田町でやったり、開催しております。また、伊万里の方からも一緒にやろうということでやっておりますし、あと、西九州都市圏という佐世保を中心とした勉強会ありますが、その中でもしっかりとそういう企業誘致の補完というか、人数が足りない分をやっつけようということでございます。そのような製造業

ばかりを動いているとダメなので、IT系の先程申しました7個のいわゆるIT関連の会社を入れていたところでもあります。人の人口のパイはなかなか奪い合えないのでそこは近隣地区と相互補完しながらやっていければなと思っております。

[12番 池田榮次君] 私は製造業だとか何とか、一つの企業の種類を指示した形での質問はしておりませんか、どういう企業がお越し頂くのかわかりませんので、しかも、それから、これの想像図は37haの山林に有効面積約20haの工場が来たとすればこういうふうな図面になるんじゃないかという予想図をお作り頂いていると思うんですね。そうしますと、20haもの広大な用地に何回も町長にほかの議員からも質問過去あったんですが、一つの工場を来て頂きたいと。分割じゃなくて一つの工場に来て頂きたいというご答弁を何回もなされた。そうなりますと、2,000人、3,000人の人材が必要ではなかろうかという意味から私はお尋ねをした経過がございます。ということで、この20haの中に、ちょっと待ってくださいね、人材が必要だとすれば2,000人、3,000人ぐらいの要員が必要ではなかろうかという意味でお尋ねしたわけでありまして。追加答弁があればお答えください。

[今泉藤一郎議長] 町長。

[松尾町長] 私は昔は一つの企業とか言ったかもしれませんが、何も一つということは今は全く言っておりませんで、可能性として一つの企業ということは言いましたが、やはり分割という話も何回も頂いておりますし、実際そういう動きもしておりますので、何も一つの製造企業ということとは全く考えておりませんし、それをなんかこう言ったように言われてもちょっと困りますので、ここははっきりとさせたいと思います。

[12番 池田榮次君] それははっきりさせるのは町長の方ははっきりさせといてください。なぜかと言えば、私が初めから言い出したことじゃなくて、他の議員から過去何回もお尋ねがあった時に一つの企業でというお話になっておりましたので、あえて聞いたところです。ちょっと待ってください。次に移ります。南部工業団地一つをとってもですね、他市町のように誘致のための補助金や固定資産税、先程申しあげました五免、いわゆる5年間は免除する、あるいは5年間は半減するとか、あるいは上下水道のインフラ整備費用等が町の負担となりますと、膨大な費用が町は別に付加されるわけでありまして。既に令和5年度までに約6億円のこの南部工業団地に関して費用が使われております。用地開発には建設単価の高騰が、あるいは人件費等の高騰で30億、あるいは40億という費用が必要だと試算されております。分譲価格の補助にしても開発の試算、あくまで試算でありますけれども、試みの算出でありますけど、坪単価が約6万3,000円強、

他の市を例にしますとね、時代は違いますけれども、坪当たり4万5,000円ぐらいで取引をされたやに聞いてもおります。そうしますと、どうしてもその市が近うございますので、約6万3,000円強とのお譲り頂いた市と、それをどうしても比較される。県西部にありますからね、なおさらながらそうなりますと、町はその差額を補助する必要があるはせんかという気がいたします。それからもう開発せろ、開発せろということのご意見も議員から出ておりましたけれども、開発後の維持管理費、あるいは水が必要な企業には用水の確保、あるいは河川の整備費等これらの諸費用も町の負担になるのではないかと。これだけの負担能力が今の有田町にあると思っ  
ての企業誘致訪問なのかを伺います。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕当然、財政面の協議は必要かと思えますけど、南部工業団地の造成につきましては、今のところ特別会計となっております。このため、

〔12番 池田榮次君〕もう1回言ってください。

〔吉永まちづくり課長〕特別会計となっております。このため、金融機関からの借り入れ等で一時的な負担が可能というふうを考えております。ただし、あくまでも一時的な借り入れで10年で返済を想定しているため、開発から売却まで数十年の時間を要する事態となると売却による収入が見込めないために特別会計では返済ができず一般会計からの繰入が発生することになります。このことも踏まえて開発費用や各種制度の適用可能性等の検討、また適切な開発時期の選定等が必要になるというふうを考えております。

〔12番 池田榮次君〕今の答弁を聞いておりましたらね、黒牟田宅地、分譲宅地のことを思い出しました。あれも5年間の資金借り入れで、5年で完済という形で平成13年から販売開始されたわけでありましてけれども、ご承知のようにずいぶん長くかかりましたよ。最後は損切りしてですね販売せざるを得なかった。特別会計だとおっしゃったけれども、特別会計だからって返済しなくていいわけじゃないわけです。いわゆる企業会計と同じようなものですね、これこそ一番かえって一般よりも厳しい。そして収支が合わなければ一般会計から補填をせざるを得ない。そういう厳しい会計方式を取らざるを得ませんので、私が一番心配するのは、この開発してから売れるまでの間が長ければ長いほど費用がかかっていく。しかも県との共同事業と言いながら県に返還できるのは、県が半分負担してくれるのは、その土地が売却されないと、その売却されてからの半額を県にお返しする形になるわけですから。そうしますと、開発してから売れるまでの間  
が長ければ長いほど費用はかさみます。そういうことも十分考えながらなんていいですか、開発

をやらにゃいかんわけですね。その辺りを一つ、十分お考えで頂いてから今後の企業誘致はご努力頂きたいと思います。5番目に移りますけれども、どうですか町長。町長は7年間数多くの企業、それはいろんな理由を付けたり、あるいはほかの目的に付加した形でのご出張だったかもわかりませんが。その中でも先程9企業が誘致できたとおっしゃったけども、私も9企業、しかもこの南部とか、南原工業用地とか全く関係なかったわけです。小さなものはあったかもわかりません。事務所的なものがですね。ところでその7年間の中で一つでも有田に工場を造りましょうとか、あるいは有田に今の工場を移転しましょうとか、あるいは増設を有田にしましょうとか、そういう企業はあったのかどうか。これこそ7年間の総括の意味でご答弁頂きたい。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕ではお答えいたします。日本汽力株式会社が2024年製造業として進出協定を結びました。人数の方は10名確保を予定されておりますが、令和8年4月操業開始予定でございます。有限会社上原機工が2025年に進出協定を結びました。こちらも製造業であります。こちらは完全移籍ということで、広瀬の方に土地も購入されましてそこで開発されます。人数はまだ未定ということであります。

〔12番 池田榮次君〕町長がご就任頂いた後、9件ですか、の企業が来て頂いたということで理解をしていいわけですね。わかりました。また、詳しい内容はまた後で議会だよりにご報告申し上げることにいたしましょう。今ね、私は前から申し上げているんですが、私は有田に工場は要らないということを何回か申し上げてきました。そしてあくまで有田は住む町にしてほしいということをお願いしてきました。南原、あるいは南部、あるいは南原共にですね、今の山、あれは37haか。南部工業団地の予定地ですね。それから南原は工場用地ですね。その山をその山のままで売る決議、すなわち、企業誘致はもう今のところ凍結したがまじやないかと、町長のご意志と全く反対かもわかりませんが、今の社会情勢からみてですね、果たして有田にこの南原、南部共に、いずれかでも一つでもいいですけれども、誘致できるのかどうかとなるとなかなか難しいような気もいたします。従いまして、今、南原を、南部工業団地を3億1,000万円でしたかね、用地確保したわけです。どうですか、1億程度で損切りしてでもですね、山のままで売る覚悟はありませんか。そして、2億の損切りにもなりますけれども、例えば南部工業団地をしますと。それを山のままで民間で、民間に売って、そして民間の方がそれを自ら開発、あるいは企業誘致等なさせて頂いてしますと、家ができるなり、工場ができるなりして、町の支出は無くして固定資産税、あるいは住民税、所得税等々が即入りますので、2億の損切りよりもはるか

に早く町の収入が増えるんじゃないかという気がいたしますけれども、今の山のままで売却を  
するご決意はありますか。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕南部工業団地ですけど、こちらの方は用地の購入まで終了してほとんどの用  
地が山林の状況です。現在オーダーメイド方式という形で売却の方で企業誘致を進めております  
が、当然ですね、現地のそのままの状態での売却もですね検討しております。実際に、

〔12番 池田榮次君〕もう1回、今、山のままで売却も検討しているという理解でいいですね。

〔吉永まちづくり課長〕検討しております。実際に現況での売却可能性を調査するために開発デベロ  
ッパーとの協議や民間開発の先行事例調査を行っており、またこの方法論としてはですね、十分  
現地のまま売却することも可能というふうに考えております。ただし、立地の条件やですね、あ  
と、今まで開発行為等行っておりますので、関係機関との調整等が必要になりますので、実際行  
う場合には、こういった目的でその用地を取得されるのか、この辺りの企業等の見極め等もまた  
必要になると思います。住民さんに対して不都合な企業さん等が来て頂くと、また、これもまた  
問題の種となりますので、その辺りも十分見極めることが必要かと思っておりますので、その辺りにつ  
きましては慎重に進めているということになります。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕山での売却というお話であります、やはりそういうお話もありますので、私もできれ  
ばそっちの方がいいのかなというところで思っております。できるだけ住民の皆さんに心配のな  
いような企業ということで今説明ありましたが、やはりその辺も精査しながらやっていきたいな  
と思っております。また、県との協議とか、水のこととか、議員ご指摘のところは十分県の方と  
も協議しながら進めておりますので、その辺も含めた考え方をしながら、ここの、工業団地とい  
うことで営業はかけておりましたが、やはりそういう幅広い考え方をもっていきながら動いてお  
ります。

〔12番 池田榮次君〕今の町長の最後のご答弁がありがたく聞こえました。ぜひですね、そういう  
方向で動いて頂きたい。ただ、担当課長からもありましたように、売ればいいとか、あるいは  
どぎゃん企業の来ても構わんばいいみたいなことを私は申し上げておりません。ぜひ町のためにな  
るような企業さんに山を売ればありがたいな。そしてまた、先程申しあげたように黒牟田分譲  
宅地が結果的には損切りしてでも売った訳でありますけれども、そういうご決断も町民のため  
には有効な場合もありますので十分にご検討頂きまして、適切な企業があればそれなりの判断をし

て売却をするようなことを一つお考え頂きたいと思います。次の質問に移らせて頂きます。中国の景德鎮市との友好都市締結につきましてお尋ねいたします。景德鎮市の、ちょっと言葉上手く言い切れずにおりますが、景德鎮市ですね、との友好都市締結後のその後のことを聞くようにというある町民の方からご依頼がございましたのでお尋ねをするわけでありましたが、数日前、国際交流協会総会がありました。我々議員も参加したわけでありましたが、私は今19年間余、国際交流協会に半分は強制的みたいな感じで加入させられてきたわけでありましてけれども、費用も負担してきたわけでありまして、景德鎮市の話は全く出たことがありません。記憶にありません。ただし、マイセンのことはよく出ます。今回もマイセン、マイセン、マイセンで、景德鎮の話は最後に、どなたか私も分からなかったんですが、景德鎮との締結を60周年っておっしゃったかな、になるからという答弁を事務局がしておりましたので、ああ来年が景德鎮との締結後、来年60年になるんだなという記憶が残っております。ところで、商工観光課のホームページ等を見ましたらね、ドイツのマイセンとは1979年に姉妹都市締結、景德鎮市とは17年後の平成8年ですね、焱の博覧会の2年後かな、に、川口元町長が友好都市締結をしております。景德鎮市は千有余年の磁器の歴史あります。それに比べまして有田の町は磁器400年の歴史。私の推察にすぎませんが、景德鎮の磁器技法、いわゆる石を砕いて粉にした磁器、製法・技法は、私、始め朝鮮が発祥とばかりしか私素人だもんですからね、思っと思ったんですが、朝鮮を経由して日本でも発展した。つまり有田の磁器の祖国は景德鎮市ではないかというふうにも考えるようになったわけでありまして。町長も景德鎮市に数年前訪問されているホームページに載っております。友好都市締結、今もその契約は有効なのかどうかを伺います。

〔今泉藤一郎議長〕商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕お答えいたします。先程、議員さんの方から景德鎮市との交流が60周年ということでおっしゃられましたけれども、ちょっと30周年でございますので。結論から申し上げますと、景德鎮市との締結ということは有効ということで認識しております。景德鎮市とは今から29年前、世界焱の博覧会、この開催中ではありましたが、1996年、平成8年8月28日に友好都市締結協定書と協力交流意向書と、この2つの調印が締結されております。それから8年後の2004年、平成16年10月12日になりますが、その協力交流意向書の訪問団派遣に伴う旅費負担の条項部分について変更の覚書が取り交わされておまして、その後の変更協議等はあっておりません。

〔12番 池田榮次君〕今も有効だということわかりました。ちょっと事務局の方の景德鎮の写真

をちょっとモニターに出して頂けますか。もう出てましたか。ここには景德鎮国際文化交流センターとなっておりますね。なんか3枚ほど用意されて頂いているようですが、ちょっと次移って頂けますか。これなんか展示会をする時の、焼き物等の展示をやる時のものでしょう。その次、もう1回、もう1回初めから映して頂けますか。これが景德鎮国際文化交流センター、それからこれは展示場内ですね。ところで今皆さんにお伺いしますが、この、私、本当、か細い記憶ではありませんけれども、過去、有田会館を造るといいながら実際はなかったかのような新聞記事の記憶があります。実は、私も40数年間はこちらを留守にしておりましたので、本当にか細い、か細い記憶しかございません。ある新聞を見た記憶があったわけです。それが景德鎮市だった記憶でもありません。先程申しあげた景德鎮市に有田会館があるのかどうか。それをお尋ねしたわけですね。ところが、今、3枚の写真を2回見て頂きました。有田という、有田という文字が全く見当たりません。私の目にはほかにも写真が撮ってあるのかわかりませんが、町長も数年前、景德鎮市において頂いています。それからホームページの中に、平成10年に2名の方が景德鎮有田会館建設状況を確認、そして平成11年に3名の方が同じく有田会館建設状況確認ということで2年続けて頂いております。いや、訪問されています。いわゆる、私がちょっと先ほど申し上げたように、有田会館を造ると言いながら実際は造られてなかったからお行きになったんでしょう。ところが2004年、平成16年、合併の2年前になりますか、12名で景德鎮有田会館完成を確認と書いてあります。ところが、ここには礎石にも有田会館とも書いてなかったし、有田の資金でこの建物はできたとも書いてない、どこにもない、なんかほかにも写真なり、資料等が町には保管されていますか。

〔今泉藤一郎議長〕 商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕 写真については、商工観光課では保管保存はしておりません。

〔今泉藤一郎議長〕 商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕 景德鎮有田会館についての今、3点ほど写真を掲載されておりますけれども、これ以外については写真等はこちらでは持っていないと。

〔12番 池田榮次君〕 無いということね。あれば出してくださいと言おうかと思ってたんですけれども。有田会館を造るとい、実はここに新聞記事、1996年の8月28日発行の新聞に、ある新聞に、佐賀県有田町と江西省景德鎮市の締結、しかも景德鎮有田会館も近く開設される、おしまいの部分だけ、今も見たように、それから事務局にも聞いたように、有田会館は確認と書いてあるけれども、完成を確認とか最後は書いてあるんですがね。有田という文字は全然ないんで

すね。だから本当に有田に、ごめんなさい、景德鎮市に有田会館があるのか、今ここで議論して  
どうしようもないですから、ぜひですね、今一度何らかの形で確認をしてください。これは大き  
な疑問になっておりますのでぜひお願いをしておきたいと思います。あるいは最初からなんとか  
これは本当に国際、景德鎮市交流センターとだけ書いてあって、有田の文字は全く見えない。そ  
の有田の資金を投入、国際ですから、国際ですから、有田だけじゃないんですね。これは。有田  
だけではない。大きな160万人ぐらいいらっしゃるそうですから、有田だけの資金でできたも  
のでもない。含まれているのかもわからない。含まれていないのかもわからない。その辺りは一  
つぜひご確認頂いて、何らかの機会を捉えてでご報告を頂きたいと思います。それから。もうち  
よっと時間ありませんのでね、なんかあれば次の質問に合わせてご答弁ください。景德鎮市と  
交流しないのはなぜか。実は、平成16年、合併2年前に先程申しあげた3回、有田会館の建設  
の確認のために行ってあります。その後はですね、何名かは町としてはなんですか、向こうから  
お見えになったことがずっと書いてあります。そして平成29年、今の有田町長、これにご参加  
頂いた、それとも2018年の合併の年、7名がお見えになったのか、だから2018年に5名、  
これもお見えになったということは2017年合併前に町長はお行きになったんですか。合併後、  
景德鎮市にこちらから行った記録が私の見落とししかもわかりませんが、載ってませんね。そうい  
う状況です。今後の交流についてご説明を頂きたい。

〔今泉藤一郎議長〕商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕お答えいたします。議員さんが言われますように先程前半の方でマイセンとか、  
韓国との交流は確かにあるんですけども、それと比較すれば景德鎮との交流は少ないという認  
識は私もございます。先程、冒頭でも景德鎮市とは30周年を来年迎えるというところで節目の  
年でもございます。30周年を迎えるというところでですね、まったくこれまで有田町と景德鎮  
市が交流がなかったかということにつきましては、昨年につきまして、景德鎮、これ外事弁公室  
になりますけれども、メールのやり取り等は現在も行っているところであります。昨年中国の春  
節に合わせて有田町長、こちらの動画を、動画のメッセージを景德鎮側に送っております。また  
中国の中日青少年交流プロジェクトにつきましての打診もございまして、こちらは実現しませ  
んでしたが景德鎮市との協議をした経緯もございまして、表立った交流というのは今現在できてお  
りませんが、来年節目の年を迎えるということがございますので、情勢も、政治情勢もありますが、  
今後、国際交流協会等でそのことを踏まえて協議できればと考えております。

〔12番 池田榮次君〕時間がまいりました。もう少し口を開こうかと思いましたが、時間が

参りましたので、これで私の一般質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

〔今泉藤一郎議長〕 12番議員 池田榮次君の一般質問が終わりました。昼食のため休憩いたします再開を13時10分といたします。

【休憩12：06】

【再開13：10】

〔今泉藤一郎議長〕 再開します。昼食前に引き続き一般質問を行います。5番議員 中島達郎君。

〔5番 中島達郎君〕 こんにちは。5番議員 中島達郎、ただ今、議長の許可を得ましたので通告に従い一般質問をはじめたいと思います。質問事項といたしまして、3つ、今日はあります。1. 災害に備える。2. ネーミングライツの活用。3. 戦後80年を迎えて。この3題で質問したいと思います。初めに、災害に備えるということで質問させていただきます。豪雨災害等などにより、町民が指定避難所にて長期避難生活を強いられる最中に玄海原発有事、玄海原発有事などの緊急事態が発生した場合、その避難民に対する町の受け入れや対応策は検討しているのかということで質問したいと思います。モニター画面はこれ九電さんのホームページにありました、原発の写真をちょっと拡大して掲載させていただきました。初めに、令和3年12月28日の伊万里市原子力災害避難計画の作成目的について、伊万里市地域防災計画に基づき玄海原子力発電所で万が一に原子力災害が発生した場合に備え放射線の影響を最小限に抑える避難等の防護措置を確実なものにするとのことがあります。伊万里市内全域を緊急時防護措置を準備する区域、UPZとしています。UPZとは「U r g e n t P r o t e c t i v e a c t i o n p l a n n i n g Z o n e」の頭文字でありまして、この最初のu r g e n t (アージェント)というのは、「緊急な」という意味です。よく日本で使われるのは、e m e r g e n c y (エマージェンシー) という「緊急」という意味なんですけど。このu r g e n t (アージェント)というのは、e m e r g e n t (エマージェント) より意味が強く「差し迫った緊急」というような意味があります。このU r g e n t P r o t e c t i v e (アージェントプロテクティブ) ですね、「保護をする行動」アクションの計画の地域ということで、UPZという説明をさせていただきました。一般質問をする決まりの時に、横文字を使う場合は詳しく説明してくださいとありましたので、説明させていただきます。ごめんなさい。ではいきたいと思います。発電用の原子炉の概ね30圏内を示すこのUPZですが、また避難計画の概要によれば本計画で定める避難は伊万里地域全域の市民などを原子力発電所から半径30キロ圏外の市町、伊万里市が指定した市町は佐賀県で3市2町にな

っています。そのうちに有田町も含まれています。定めた避難所への広域避難とあり、有事の際には当町へも伊万里地区の28地区6,617人、令和3年12月現在です。と、牧島地区の6地区1,341人、これも同、令和3年12月の現在の人口です。合計7,958人の伊万里市民の方々が当町各地区の公民館や公共施設など約30箇所に避難する計画であります。そこでお尋ねします。当町が災害基本対策法に基づき指定した緊急避難場所、避難所が有田町福祉保健センターをはじめ12施設ありますが、伊万里市が作成した避難計画書を見ると主なところだけでも福祉保健センター、生涯学習センター、泉山体育館、有田町体育センターなどが当町の住民と重複する形で指定避難所となっています。そこで先に当町住民が最近よく多い豪雨などで指定避難所に避難生活を余儀なくされている時に、玄海原発有事が起きた場合ですけど、起きた場合に、伊万里市民の受け入れをどのように対処するのか、所見を伺いたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕 総務課長。

〔川原総務課長〕 お答えいたします。玄海原子力発電所の原子力災害時における広域的な住民避難の受け入れについて、有田町と伊万里市は平成27年4月に覚書を締結し、有田町は伊万里市の伊万里地区及び牧島地区の住民を町内の公共施設や地区公民館の計37施設で受け入れる計画となっており、その中には議員がおっしゃるとおり、災害時の緊急避難所も含まれています。ご質問のように、もしも豪雨災害や地震等により町民が長期避難をしている最中に原子力災害が発生し避難者の受け入れが必要となれば、避難民受け入れに向けて町有施設を中心に受け入れ可能な施設を検討して対応していく必要があると考えています。町ではこれまで大きな災害が発生しておらず長期避難の経験ありませんが、昨今の気候変動による激甚災害の増加や南海トラフ地震の発生も危惧されていることから、いつどこで何が起こるかわからない状況でもあると思います。直面した災害に対応できるよう、引き続き、訓練や関係機関との連携を進めて、強めていく必要があると考えております。

〔5番 中島達郎君〕 これは佐賀県内の他市町でも同じことが言えると思います。ますますですね、豪雨災害等増えてきて、こういった事態もケースバイケースですけど、対応しなきゃいけないと思いますので、今後のその辺の今、答弁受けましたけど、今後の対応についてどのようにお考えでしょうか。覚悟なり、何なりお聞かせください。

〔今泉藤一郎議長〕 総務課長。

〔川原総務課長〕 現状は、町は伊万里市が代表となる4市2町による原子力災害等における住民の広域避難対策協議会に避難受け入れ先である、武雄市、嬉野市、鹿島市、太良町と共に参画してお

ります。定期的に情報交換や訓練を行っているところですが、令和8年度に有田町においても避難訓練が計画されています。いっどこで起こるか分からない近隣市町も同じような状況であると思いますので、その時には連携して対応して、協力して対応していく必要があると考えています。

[5番 中島達郎君] ありがとうございます。これからほんと災害が増える。気候変動によっていろんな災害も考えられますので、その辺は慎重に協議して十分に対応を計画をよろしくお願いしておきます。ありがとうございました。続きまして、町の催事の機会に、催しものの事の機会に、損保会社による、損保会社による災害保険等の説明コーナーの設置をということで質問をさせていただきます。近年の気候変動による豪雨災害などで家屋の全壊や半壊など、全国で毎年多くの方が被害を受けています。これに対応する公的支援制度として被災者生活再建支援制度、災害により住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金が最大300万円支給される制度ですが、始めに基礎支援金として、全壊の場合に100万円。加算支援金として、住宅の再建建築費用や購入費用に対し200万、合計300万の支援金が支給されます。また、住宅の補修の場合は100万円が支給される制度があります。また、災害で罹災した住宅の早急の復興を支援するために、災害により滅失損傷した家屋の普及に対し低利な資金を供給する制度もあります。しかしながら新たに家を建てるにしても支援金だけでは難しく、ある程度の自己資金も必要となります。そういう万が一に備えての心の安心安全として町の催事などで、町の催事等の際に、町が包括協定した損保会社や町内の損保代理店などから様々なプランや補償額の説明を受けたり、検討したりできる損害保険の説明相談コーナーの開設があってもいいんじゃないかということを私は4年前かに質問させて頂いたんですけど、おんなじ質問を。それからコロナになってそういった町の催事もなく、もう今から町の催事がどんどんあるし、これを質問するきっかけは横浜に研修に行った時にちょうど横浜中区が消防ができて100周年という時があって、そのとこにコーナーがありまして、キャンプを張っているんな損害保険、あちらも津波もありますから、そういったので説明会があって、これなんですかって聞いたら、かくかくしかじか、保険の、損害保険の説明会ですよって、市の補助金だけではとても賄いきれない、あ、大変いいですねって帰ってきたのがあって、そういった過去に質問させて頂きました。コロナもだいぶあれしたので、どうかかなと思って機会的に設問させて頂きました。それでですね、そういった相談説明コーナーを今後町の催事とかあった場合に開設するということに関してどう思われるでしょうか。

[今泉藤一郎議長] 総務課長。

〔川原総務課長〕 これまでの国内の状況を見ていると、大雨や地震などによる大規模災害の発生により、被災した世帯の復興までの道のりは非常に険しいものがあると思います。また、元の生活を取り戻すためには、議員さんがおっしゃった、国の補償内で賄えるものでもないと感じているところだと思います。災害避難時の備えに加えて避難後の生活再建に向けた備えも必要な時代に来ているのかもしれませんが。近年有田町では幸いにも家屋は倒壊するまでの大きな災害は起こっておりませんが、もしもの時の備えとして、各家庭でも被災後の生活再建のための方法を検討して頂く必要があると思います。令和元年に有田町は、あいおいニッセイ同和損保株式会社と地方創生に関する連携協定を締結しています。その中に、防災・災害対策に関することも含まれていることから、有事の際には、災害時の備えについての周知啓発を防災訓練の際などに活用できるのではないかと考えております。

〔5番 中島達郎君〕 町長どうでしょうか。何か答えたような感じで。お願いします。

〔今泉藤一郎議長〕 町長。

〔松尾町長〕 先程、課長から説明あったように、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社さんと連携協定を結んでおりますが、だからといってそこだけっていうのはちょっと難しいのかなと思いますが、多分、ニーズとか、皆さんも一度は聞いてみたいなのと思われていると思いますので、そういった催事の時にですね、多方面にちょっと声掛けをしてぜひそういう機会を作りたいと思います。また、一番上の質問で有事の際ということでありましたが、やはり我々も玄海町の町長さんも含めて、伊万里市長さんとか、そういう、もしが起らない方がいいけど、起こった時はということ、いろんな会合とかそういう際にはお話しながら地域でしっかり我々も例えば伊万里市さんがもしそうやって逃げなくちゃいけない時は、我々有田も逃げなきゃいけないような対象になる可能性もありますので、その辺も含めてしっかり県の担当の方ともお話をしながらベターな対応ができるように検討してまいります。

〔5番 中島達郎君〕 この辺はしっかり今後も対応して頂きたいと思います。では、3番目、大きな1番の3番目の質問にいきます。出前防災講座の現状と今後はということで、モニター画像にありますように、有田町防災マップと、これ、防災マップですね。令和4年に発行された分の防災マップ、これですね、防災マップと、有田、当町総務課から発行の防災テキスト「災害から身を守る」これですね、これ実物持ってきました。これ総務課から発行されています。大変良い本だと思います。この教材を、これを、ごめんなさい、有田防災マップと当町総務課発行の防災テキスト「災害から身を守る」を教材に使い、こういった感じで付箋紙を貼りまして、このピンクの

やつ付箋紙なんですけど、付箋紙を貼りまして、自分が住んでいる地区はどこかとかですね、ここに防災から身を守るの教材の中に書いてあります。自宅周辺の災害リスクを知りましょう。ハザードマップから自宅周辺の災害リスクを確認しましょう。これ大変大事なことなんですよね。私が住んでいるのが、ちょっとこの辺、この辺なんですけど、幸いにもあんまり、こっちな、あんまりそんな被害はないようなところで、なんですけど、黄色の部分とかいっぱいあるところに住んでらっしゃる方もいらっしゃいます。そういったのをこうやってハザードマップを使ってこの教材を使って付箋シールを貼ってっていうのをですね、地区の高齢者の方々の要望によって3月末に開催したことがあります。総務課発行のテキスト「災害から身を守る」は、先程言いましたように12ページあるよくまとめられた冊子なんですけど、私も防災士として教える方も受講した高齢者の方にも読みやすい文字や大きさの内容でした。過去にもですね、気象庁などが発行した冊子等を総務課からちょっと分けて頂いて、そんな防災講座をしたことがありましたが、それに比べてみても内容を理解しやすく良くまとめられた教材だと感心しました。そこで質問です。各種団体や地区などから防災についての講座の要望があった時に総務課の担当職員の方でこの教材「災害から身を守る」を使って出前防災講座を開講されているということを知りました。婦人会の方とか、この間はどこの地区だったっけな、されたって聞きましたので、そういう現状と今後の展開についてお聞きしたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕お答えいたします。町では先程議員さんからご紹介頂いた冊子を作成して各種団体の要望に応じて防災講座を実施しています。冊子には地域の災害リスクや避難場所の確認、備蓄品や非常持ち出し品の準備、防災情報の入手方法、避難行動等を掲載しているところです。令和6年度は地区や団体を対象に7回実施をしております。令和7年度はこれまでに4回、婦人会の総会、民生児童委員会協議会の総会、介護事業所連絡会において、防災講話を実施し、また佐賀県国際交流協会の依頼を受けて、町内事業所の外国人実習生を対象に通訳を交えた体験型防災セミナーを実施しました。このセミナーでは、総務課の防災担当から防災情報の入手方法や避難場所の確認と避難のタイミング等について講話を行い、また日本赤十字社佐賀支部の協力を得て非常用持ち出し品の準備や防災食の試食、応急手当などの体験、そのほか、伊万里警察署からは同時通訳を介した110番通報のデモンストレーションを通して通報の体験も行って頂き、日本語が分からなくても母国語で助けを求められることができるという安心を感じてもらったところです。そのほか生涯学習課では専門家を招聘した一般町民向けの防災講座も開催をしております。今後

も要望があった場合には町の担当や町内の防災士の皆さんの協力を得ながら講座などを実施し、災害への備えの啓発を行っていきたいと考えています。

〔5番 中島達郎君〕ありがとうございます。本当皆さんのご家庭にもハザードマップ、玄関に置いてらっしゃるところもありますけど、本当にこれ最大限に使って頂いて、付箋紙貼って自分が住んでいるところどこかと。そういった場合に、その地区は危険なのか、安全なのか、自分の家をしっかりと確認して、避難の際に家に垂直移動で2階に居た方がいいのか、もしくは避難所に行くのか、そういうところも、これは、何だっけ、すぐ忘れてしまう。自助・公助、その真ん中、自助・共助・公助、これ自分で判断する自助ですから、自助も大変、大切なので、自助と共助と上手いこと組み合わせさせて、そこが防災マップなんか使ったり、この本を教材読んでみたらわかりますのでその辺を活用して町民の皆さんも十分防災に対して勉強、勉強というか、基礎知識をもっと広げてというか、持って頂ければということを祈念しまして、次の質問にいかせて頂きます。大きい2番目です。ネーミングライツの活用ということで、ネーミングライツの活用ということで、広報有田4月号の15ページに、コミュニティバス車内や、コミュニティバス車内や停留所に広告の掲載募集のお知らせがありました。こういう感じでありました。これも町の公共物施設を利用したネーミングライツだと思いますけど、今後の活用策はということで質問させていただきます。初めに、ネーミングライツとは、町有施設に企業名や商品名などの愛称を付ける権利、命名権のことであります。町ではネーミングライツを取得した企業等から対価、ネーミングライツ料ですね、を受け取り、施設の維持管理などに役立てるものであります。また、町は新たな財源を得ると共により一層の町民サービスの向上などを図ることが可能となると考えるのがネーミングライツについての活用なんですけど、具体的に今検討していますでしょうか。そういったところで。

〔今泉藤一郎議長〕 財政課長。

〔鷲尾財政課長〕 有田町が行っている自治体の広告には先程ご紹介されましたコミュニティバスの車内や停留所等への広告掲載の他にも広報有田や指定ごみ袋への掲載などがあります。ネーミングライツのですね自治体広告の一つではあります。先程ご説明ありましたように、ネーミングライツは、企業名や商品名が直接施設に付与されて高認知度アップはもちろんのこと、社会貢献企業としてのイメージアップもですね図ることができるというふうに言われております。自治体としてもですね、施設の維持管理費や運営費の財源を確保するという狙いで導入をされているという状況です。例えば、近隣市町の実施状況を見ますと、武雄市では、武雄市民、野球場がで

すね九州肥前信用金庫さんが命名権を取得されて「ひげしんスタジアム」というふうと呼ばれております。あと、武雄市民体育館がですね、株式会社ケーブルワンさんが命名権を取得されて「ケーブルワンスポーツパーク」というふうと呼ばれております。ほかにもですね、武雄競輪場とか、オッズパーク株式会社が取得されて「オッズパークたけお」というふうと呼ばれておりますし、また嬉野市ではですね、嬉野みゆきドームというスポーツ施設がありますけども、そこがあさひI & Rホールディング株式会社が取得されて「あさひI & R ドーム」というふうなネーミングライツということに現在なっているようです。近隣自治体の実施状況を見ると今のようにスポーツ施設などで活用されているという事例が多いようです。ただ、通常の自治体広告に比べて、広告料もですね高額になるというようになっております。有田町ではこれまでネーミングライツ制度の活用はしておりません。現在のところも具体的な活用計画は今のところはちょっとないという状況です。

[5番 中島達郎君] 他市町でもいろんな活用をされているということのご報告も受けました。そこで2番、(2)、ちっちゃい2番の方に質問にいきます。モニターご覧ください。内山地区などの町有施設や改修後の竜門キャンプ場山の家など、これ今の改修前の竜門キャンプ場ですね。これが新しくピカピカもうすぐなると思うんですけど、竜門キャンプ場山の家などに対する施設に維持管理や環境保持に役立つようなネーミングライツの活用を今後検討してみてもどうでしょうか。これいきなり町長に聞いてもいいですかお願いします。

[今泉藤一郎議長] 町長。

[松尾町長] ご質問ありがとうございます。ネーミングライツについては、私も興味を持ってはおりましたが、ちょっとなかなかタイミングというものが合わなかったなと思っております。本来であれば国スポがあった時に赤坂球場をというようなときもあったんですけど、もう既に赤坂球場でやるというような大前提がありましたので途中で名称変更もどうかなということで躊躇したところもあります。先程言われたように、今、内山地区もいろんな施設をつくる予定でありますので、そういったところに新しい名前ですべて皆さんから親んでもらえるような名前が付くとさらによいかなと思ってます。また、山の家もですね、今後新たにリニューアルしますのでそういった環境に興味を持った企業とかそういう話、具体的な提案等があればぜひ前向きに捉えたいなと思っております。

[5番 中島達郎君] そうですね、橋梁なんか、橋なんかもですね、名前がネーミングライツとか募集とかあっても面白いかなと思いますので、いろんな意味で検討して頂ければと思いますのでよ

ろしくお願いいたします。では、戦後80年を迎えてという質問、最後の質問にいきたいと思います。先の大戦で亡くなられた方々を追悼して、追悼し、平和を祈念するためにある、8月15日正午のサイレン吹鳴時間が現行10秒でありますけど、これの延長ができないものかということと質問させていただきます。全国戦没者追悼式では天皇皇后両陛下のご臨席を仰いで、毎年8月15日、日本武道館において実施されており、その際、正午の時報と共に1分間の黙とうが行われていますが、それに合わせて当町のサイレン吹鳴時間も4年前でしたっけね、3年前から再び鳴るようになりまして、現行10秒サイレンが鳴っています。さすがに10秒では家でも黙とうとなった時に、こうなって、すぐふんって終わるので、なんかもう倍ぐらいあったらいいのかなって雰囲気もあるんですよ。雰囲気というか、そういうこともあります。短いような気もするんですけど、執行部の所見を伺いたと思います。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕お答えいたします。町では2年ほど前から終戦の日の8月15日の正午に防災行政無線を使用してサイレン吹鳴を行っています。これは戦争経験者も少なくなり、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝える機会が減少していることを受け平和の誓いを新たに、家庭や地域、職場でも戦争の犠牲者の追悼を頂ければと思い、終戦記念の日に実施をしているところです。また、8月号広報において、サイレン吹鳴の実施について事前の周知を行っています。ご質問のサイレン吹鳴の時間ですけれども、議員がおっしゃるとおり現在は10秒です。平和祈念式典等で黙とうの時間と比べると確かに短いとは感じています。ただ、他の防災行政無線を使用したサイレンの吹鳴時間を見た時に、例えば消防の夏季訓練や出初式、そのほか災害の避難指示をお知らせする場合においても10秒で実施をしております。そのため現行どおりの10秒を想定しているところです。

〔5番 中島達郎君〕そうですね、それはわかるんですけど、私が5年か6年前か、平戸市、ちょうど平戸城に天守閣に登っている時に8月9日でしたけど、11時2分になったらサイレンが鳴りましたので長崎市の方を向いて黙とういたしました。ちょうど1分間ありました。長崎県はその辺とかは平和教育も進んでいらっしゃるんですけど、やっぱりその時私が思ったのは、叔父が八王子に居たんですけど、亡くなったんですけど、三菱造船所で魚雷のあれをちょっと作っていたのかな、そんな時に被爆しまして、叔父はじめ何人かは助かったんですけど、しゃがんで作業をしていたのか、わかんないんですけど、あと立って作業をしている人たちはもうバーンと天井が落ちてきて即死状態だったんですよ。その時、うちの祖父と大叔父とで迎えに行っ、電車が通ると

ころまで行って、あと歩いて行ったら叔父がたまたま助かって、その行き帰りに見た本当にい  
ろんなかわいそうな景色といたらいけませんね。悲惨なところを直接聞いたことなかったんで  
すけど、祖母がよくこの時期に、8月の時期になると聞かせてもらって大変だったなと思って、  
それとマイセンから子ども達が来た時に長崎の原爆資料館に、私行きましたけど外で待ってたの  
であれなんですけど、見た瞬間にみんな泣いてたという感じで、そんな感じでやっぱりそういっ  
た戦争の悲惨さとか、大切さとかを考えるとやはり10秒じゃ、これは特別なので10秒じゃっ  
ていうことで、ちょっと考えるところもありますけど。教育長その辺どう思われます。

〔今泉藤一郎議長〕教育長。

〔吉永教育長〕先程の長崎の原爆資料館と平和教育については、日本の方も毎年小学6年生、中学生  
においても広島の方の原爆の方に修学旅行に行ったりと平和教育については佐賀県においても有田町  
においてもしっかり行っている状況です。先程のサイレンについてもですね、長ければいいのか  
ということですね。逆に言ったらこのサイレンできっかけとして、それぞれの場所、それぞ  
れの時間にしっかり行って頂ければというところがあります。先程おっしゃった国の方でやられる  
際にはそういった式典の中で行われる時間ですので1分間とかしっかりできるんでしょうけど、  
町の防災サイレンの方でやる分にはそういった形も致し方ないのかなと思っているところです。

〔5番 中島達郎君〕ちょうどですね、3年前に本当は始まる予定だったんですけど、あの時は気象  
庁の方から、なんですかね、20年に1ぺんとか、10年に1ぺんの警報が出て、そのサイレ  
ント重なったために10秒のあれができなかったということで2年前から始まったというの、私、  
記憶しているんですけど。今、教育長が言われたように、時間の長さではなくて気持ちの問題と  
いうの、本当気持ちの問題わかります。それで去年サイレン鳴った時も事前に1時間前かなんか  
放送でありましたね。正午のサイレン。黙とう、黙とうしてくださいって。そういう周知を今ま  
で以上に、その辺の周知を心がけてやって頂ければという思いもありまして質問させて頂きまし  
た。じゃあ、その辺も検討してよろしく願いしておきます。では、(2)、3番、戦後80年  
を迎えての(2)を質問させて頂きます。平和を願う子ども達や大人のための書籍の購入と図書館  
の蔵書の拡充をということで、始めに町の東西の図書館と町内の各小中学校の平和に関する書籍  
の蔵書数はどれくらいでしょうか、お聞きします。

〔今泉藤一郎議長〕生涯学習課長。

〔多久島生涯学習課長〕お答えします。東・西図書館の平和に関連する書籍の数ということなんです  
けども、両館合わせましてですね、約600冊ございます。内訳としましては、一般向けが30

0冊、児童向けが約300冊というふうになっております。

〔5番 中島達郎君〕これは小中学校もトータルでの蔵書数じゃなくて、東・西図書館ですね。小中学校は。教育長お願いします。

〔今泉藤一郎議長〕教育長。

〔吉永教育長〕学校においては、各学校で規模によってちょっと違うんですけども、概ね1学年分ぐらの平和に関する蔵書があります。学校からの回答でですね、平和とか、戦争とかそういった言葉について検索をすると止めどもなく本がある状況で、その中から子ども達が読み物的な戦争平和に関する本を集めて頂くと大体一学年分、例えば中部小学校で言うと140冊、大山小学校で40冊、西有田中学校で150冊というような数になっております。

〔5番 中島達郎君〕ありがとうございます。そこでさらに質問したいと思います。こういった感じで戦後80年を迎えまして、関連蔵書のコーナー等の企画検討とかはされているのでしょうか。町の図書館についてお伺いしたい後に、教育長について、学校の図書館についてお伺いしたい。おんなじ質問でお伺いしたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕生涯学習課長。

〔多久島生涯学習課長〕お答えいたします。平和に関連する書籍ということなんですけども、今年が戦後80年を迎えるということで、平和の大切さを後世に伝えていくこと、また、平和な社会を築いていくためにもですね、図書館の充実というのは必要というふうに考えております。

〔今泉藤一郎議長〕教育長。

〔吉永教育長〕今年が戦後80年ということでどうかというお話でしたけども、実際に学校では毎年行っています。こういう平和に関する7月中に8月の終戦記念日を控えて毎年平和集会というものを行っておまして、そういったところで本を読んだり、授業でそういう勉強をしたりということで図書館の方にはそういう蔵書をして展示をしたり、学級の方に、各学級の方にそういった本を持ち込んで掲示をしたりということで、それを毎年行っております。ですので、80年だからする、81年はしないというのではなくて、毎年毎年行っているのも特別にこの80年を機に何かをするというのではないということでお伝えしておきます。

〔5番 中島達郎君〕わかりました。こんな言い方もあれなんですけど、はい、はい。

〔今泉藤一郎議長〕生涯学習課長。

〔多久島生涯学習課長〕すみません、ちょっと補足なんですけども、蔵書のコーナーというようなことなんですけども。これまでも図書館におきましては社会の関連ごとをテーマにですね、テーマ

の展示というのを行っております。また平和という分類で大人と小中高生に分けた書籍のコーナーというものを今現在設けております。町民の皆さんに身近な社会の関心事に興味を持ってもらうよう、また良い読書の機会を提供していくためにも引き続きそういったことには取り組んでいきたいというふうに思います。

〔5番 中島達郎君〕 よろしくお願ひします。時間も少しありますのでもう少し質問させていいですか、教育長に。私は、ど忘れしたんですけど、福岡県に老人会の去年旅行に行った時に、あそこ陸軍が主体だったんですけど、特攻隊で結構出てらっしゃる記念館があるんですけど、そこに寄って特攻隊の人が遺書じゃない、遺書ですよ、必ずもうお母さんって出てきますよね。本当もう気持ちをいっぱい、読むだけでもうってなつて胸が詰まる思いなんですけど。そういったなんといいますか、戦争で亡くなられた方々の気持ちっていうのか、そういったところの、そういったところから平和の大切さを教えるといった教育とか、そういったところに関してお考えがなんかございましたらお教えください。

〔今泉藤一郎議長〕 教育長。

〔吉永教育長〕 お答えします。学校には年間カリキュラムの中で平和教育についてのカリキュラムを毎年作成をしております。皆さんもご存じのとおり小学校の教科書、国語の教科書の中にも「ヒロシマのうた」であるとか「ちいちゃんのかげおくり」といったような戦争を題材とした物語が必ず含まれており、そういったもので子ども達に戦争の悲惨さであるとか、平和の尊さというものを学習させていっている状況です。ただ、それだけではやはり戦争の悲惨さ等を心に、心根にしっかり焼き付けるというのは無理ですので、そういった意味で語り部さんによるお話を聞くであるとか、先程、お話に出た原爆資料館や長崎のいろんな施設を見て身に染みて戦争のことについて考えるという機会を持っているところです。子ども達自身、先の大戦のことを勉強しているわけですが、現在、ウクライナであるとか、そういったところで世界中で戦争起きているものに関して、今やっている平和教育というものが重なって子ども達の心の中にやっぱり戦争は駄目なんだとか、平和って本当この日常が大切なんだなっていうことを感じてもらえればと思って日々学校の方では教育を行っている状況であると考えています。

〔5番 中島達郎君〕 ありがとうございます。では、ここで私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

〔今泉藤一郎議長〕 5番議員 中島達郎君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。再開は14時といたします。

【休憩 13 : 47】

【再開 14 : 00】

〔今泉藤一郎議長〕再開します。4番議員 諸隈洋介君。

〔4番 諸隈洋介君〕議長の許可を得ましたので、4番議員、通告に従い質問をしたいというふうに思います。私の質問は、今回大項目として3項目。1. 都市計画マスタープランの策定について。2. ハラスメント対応と対策について。3. 役場の人事評価について質問をしたいと思います。それでは、第1番目、都市計画マスタープランの策定について質問しますが、後ほど2番議員の方から詳しい内容等の質問をされるということなので、私の方からは肝となる質問を2点、疑問を質問したいというふうに思います。（1）地域独自性の確保。これは他市町の画一的な計画をそのままコピー&ペーストするということが、よく往々にしてあるということなので、そこを確認していきたいというふうに思います。これはですね、どこでも佐賀県他の市町もこれを「都市マス」と言われる都市計画マスタープランを作っておりますが、このスライドは基山町が既に作っている、この冊子になりますね。どこもやっているのに近いような人口あるいはそういうもの、なんて言うんですか、地形とかを参考にして作り易く作るということも多いというふうに聞きますので、その辺で都市マスタープランが他の市町のトレースが多いという意見は都市計画策定における創意工夫や地域特性の反映が不足していることを示唆していると言える。都市マスタープランは地域の実情や課題に対応した独自の計画が求められるべきであると今の文書はA Iの意見なんですよね。だからこれが多いということを反映されているというふうに思います。そこで有田町はいかにこの辺を対応するのかというのをまず聞きたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔丸田建設課長〕お答えします。都市計画は、都市計画法に基づき土地利用の計画、都市施設の計画、市街地開発事業の計画、これを3つの柱としまして、都市の安全な、健全な発展と秩序のある整備を図ることを目的としております。今回、策定します都市計画マスタープランはその基本的な考え方を示すものになります。策定にあたっては第1に、町の現状や課題、そして特性やこれまでの取り組みなど、そういったものを十分踏まえた上で町全体の土地利用の方針や道路、交通網、公園緑地など、都市施設の整備方針、地域別の整備方針など検討していく必要があると思っております。

〔4番 諸隈洋介君〕あとですね、ランドデザインというもの、例えば内山地区は作ったわけです

が、そのランドデザインとの整合性、あるいは関連上位計画、総合計画や立地適正計画などの戦略的な整合性はちゃんと図った上でやるということでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 建設課長。

〔丸田建設課長〕 お答えします。市町村が策定します都市計画マスタープランですけれども、これは住民に身近な地域に密着したもので主に土地の利用や道路、公園、下水道などの都市施設についての基本的な方向性を示すものです。またこれとは別に広域的な見地から県が策定しています「都市計画区域マスタープラン」というものがございます。また、市町村には福祉や医療・環境・教育などあらゆる分野を包括し、まちづくりの基本的な考えや方向性を示した総合計画があります。人口減少と少子高齢化の中で活力ある地域社会を目指す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」もあります。これらは、今回、町が策定します都市計画マスタープランの上位計画にあたるものですので、その上位計画の内容に即しながらしっかり整合性を図って策定していく必要があると認識をしております。

〔4番 諸隈洋介君〕 これから多分おそらく公募していくわけですが、行政側の主導性、町がどういう形でこのまちづくりをするのかということが根底にないとそのグリップができないんじゃないかというふうに思うので、行政としての重点、先程、課長もおっしゃったように、課題や方向性、成果物の期待水準ということを明確にするということで、質の高い提案を引き出し、計画内容に行政の意図を反映させる提案内容の独自性や合意形成力など実効性を評価項目に組み込むというようなことがポイントになるのかなというふうに思います。例えば背景目的においては地域の現状、特性、課題、資源に基づいた計画とするなど、地域の独自性に重きを置いた文書などを追加するとか。あと、業務内容においては、産学官民の現在及び将来の活動、戦略的動向の把握、住民地域関係者との対話を通じた地域ビジョンと将来都市像の形成、これはワークショップ形式などを使ってそこで相互理解を図るとかいうこと。評価基準においては地域性と課題への深い理解に基づく提案であるかということ。地域資源主体動向に関する一次情報の調査力などを入れるということ。そういうところを配点して、そこを高く評価していくというような、我々、行政側の姿勢も必要だというふうに思いますがその点についてはいかがですか。

〔今泉藤一郎議長〕 建設課長。

〔丸田建設課長〕 ありがとうございます。行政の主導性というのがまさに大事だというふうに思っております。必要な資料の収集、整理分析、書類作成など、専門的かつ実績のある業者の方に委託するというのも必要ですけれども、それはあくまでも策定業務のサポート支援という役割だと

考えておりますので、町の方としては策定に向けた当然役場内の関係各課と横断的に連携をしながらそのうえで専門家や地元関係者などからになります策定委員会を設置して協議検討を十分に重ね、条例に定める都市計画審議会ございますけども、その審議会での審議やパブリックコメントなども手続きも十分に行いながら有田町固有の独自の計画として検討策定を進めていきたいと考えております。

〔4番 諸隈洋介君〕 いずれにしろ、町の方向性をちゃんと示したうえできちんと町がグリップしてより良いものを提案してもらうということを強く意識して今後進めていって頂きたいと思いますが、町長所見ありますか。

〔今泉藤一郎議長〕 町長。

〔松尾町長〕 今、議員がご指摘のようにやはり自治体も1, 941、それぞれの個性があるようにやはりマスタープランもその市町、うちで言えば町、有田町としてしっかりとしたビジョンを持ちながら今るるおっしゃられたようなところを活かしながら、本当に町独自のマスタープランになるように、担当、そして各課がまたぎますので、そういうところも意見を集約しながら有田町らしいマスタープランを策定するように努力していきます。

〔4番 諸隈洋介君〕 いつも町長がおっしゃっているように、縦割りではなくてほかの課の方達とも十分いわゆる横ぐしというのをよくおっしゃってますので、連携してですね、きちんとした形で進めていって頂きたいということを申し上げて次の質問にいきたいと思います。2番目の質問、ハラスメント対応と対策についてということで。(1) いわゆる、カスタマーハラスメントの対応と取り組み。現状として今有田町役場内でそういうことが事案があるのか。また、職員に対するそういう住民からの皆さんからのハラスメント等が現在あるのかどうかを確認したいと思いません。

〔今泉藤一郎議長〕 総務課長。

〔川原総務課長〕 カスタマーハラスメントの対応については、報道などでも見られるように自治体や企業等でも苦慮をされているところです。県内の状況を申し上げますと、佐賀県においては佐賀県庁カスタマーハラスメント対応指針を策定し、指針に沿った対応がなされているようです。また、県内の市町においては有田町を含め、ほとんどの市町はまだマニュアル等の整備はできていないとは思われますが、佐賀市においては昨年、カスハラ対策としての庁舎の一部で通話内容の録音を試験的運用されたと聞いていますが、まだ本格運用には至っていないようです。有田町においては昨年接客サービス向上の一環で職員アンケートを実施しましたが、中には窓口や電話で

の長時間の拘束、侮辱や大声で威圧するなどの暴言、また行政手続きにおける不当は要求を受けたという回答もみられました。また、その時の対応を誰かに相談したかについては、ほとんどが上司や同僚に相談をしておりますが、約半数は解決しなかったと回答しており、対応の困難さが見て取れます。カスハラ問題の解決に向けて、まずは相手に対し傾聴を行い、真摯な対応を心がけることが必要ですが、その上で明らかに不当な要求があった場合には複数人での対応、上司や同僚の支援、そのほか研修等の実施によりカスハラ対応を学ぶことも必要と考えているところで

〔4番 諸隈洋介君〕 やっぱり今の世の中そういうことが横行しているということですが、今回質問にするにあたってですね、いわゆるハラスメントというものがどのくらいあるのか、項目としてということ調べましたら、これにですね2枚、表裏で約27項目が正式に認定されていると。これだけ細かく今ハラスメントが分類されているということでありました。東京都では2024年、令和6年10月4日にカスタマーハラスメント防止を目指す条例が東京都議会本会議で可決されて成立した。カスハラ防止に焦点をあてた条例は全国初であると。カスハラを顧客等から就業者に対してその業務に関して行われる著しい迷惑行為ということであって、就業環境を害するものと初めて定義をしたと。何事も何人もあらゆる場においてカスハラを行ってはいけないと定めた。民間企業だけではなく、公的機関も対象だと。顧客・働く人・事業者とそれぞれに対して防止に向けた責務も盛り込んだ。罰則は盛り込まれていないということではありますが、今年の4月から施行をされたということでもあります。今回、このハラスメントをなぜ質問に上げたかという、これは誰しもが加害者にもなるし、被害者にもなる、そういうリスクがあるということを考えれば広報での告知、あるいは研修機会等が必要だというふうに思いますが、今後その現状を踏まえて何か町はそういう対策を講じるという予定はあるのでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 総務課長。

〔川原総務課長〕 町においてはハラスメント相談窓口の設置や管理職員への職員の支援、フォローをお願いしているところです。また、職員が心身の不調や悩みがある場合には外部の産業看護師のリモート面談の取り組みを実施しているところです。ただ、広報での周知等は今のところ実施はしていません。

〔4番 諸隈洋介君〕 ぜひこれは今先程申しあげたとおり、加害者にも被害者にも皆さんなりうる可能性がある、これは広報等でお互いにそこを気をつけてやっていくということがあった方がいいんじゃないかなというふうに思っているところであります。ぜひその辺検討をして頂きたい

というふうに思います。2番目の質問、(2)にいきます。パワハラ、先程ご紹介した27項目のうち、一番メジャーというか、一番有名というか、なのが、パワハラあるいはセクハラというこの2つが代表されるということではありますが、現状対策及び対応、その窓口というものは今ちょっと聞きましたけど、あるということでもいいんですか。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕有田町では令和2年10月に有田町職場におけるハラスメント防止等に関する要綱を制定し、同年11月から施行しています。この中で職員の責務として互いの人権を尊重し、ハラスメントに該当する行為をしてはならないと規定をしています。相談窓口については、総務課に窓口を設置し担当職員を配置しており、適宜インフォメーション等で相談窓口の周知を行っているところです。

〔4番 諸隈洋介君〕やっぱり内部にあるという、今総務課にあるとおっしゃいましたが、内部というのが非常に微妙な感じかなと。結局自分に起こったことを自分の組織の中の同僚に相談をするということは非常にセンシティブというか、微妙な問題だなというふうに思っています。地方公務員法、人事委員会または後援委員会の設置の義務はそういうことは今あるのかどうかちょっとわかりませんが、そういうことを踏まえて今後別の組織でそういうことを対応するのがいいんじゃないかというふうに思いますが、その点についてはどう、いかがお考えでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕おっしゃるとおり内部では相談しにくいところもあるのかもしれません。現在、町では佐賀県人事委員会へ相談することができることとしています。

〔4番 諸隈洋介君〕その辺も周知してそういうことができるということを職員の方にも周知徹底してもらえれば、そういうことで少し安心して働けるのかなというふうに思いますので、その辺はぜひ徹底して頂きたいというふうに思っています。なぜこういうことを言うかと言いますと、最近、若い人の離職が多いということではありますが、この役場内も時々耳にします。それは世代の特徴かもしれませんが、そういうパワハラ、あるいはそういういわゆるハラスメントが原因ではないかなと危惧するところであるので、その辺の対応をですね、しっかりしないとせっかく役場に来て辞めてしまうということがないように、その辺は気をつけて頂きたいというふうに思いますが、この辺、町長、所感いかがですか。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕今、議員ご指摘のとおり、やはりそういったハラスメント行為から職員達を守るという

ことも必要だと思っております。先程、カスハラの話もありましたが、お客さん今からのそういうこともですが、役場内部のこともしっかり見ながら、年の近い担当職員にサポーター制度みたいなのを今年度から取り入れてもおりますので、そういった心身両面でフォローできるような体制を作っていきたいなと思っております。ちょっとほかの自治体ではですね議員さんからのハラスメントということも新聞に載ったりもしておりますが、当町は本当に皆さん紳士な議員さん達ばかりですので、いやそこは本当にそう思ってます。そこは安心しておりますので、しっかり役場内でそういったハラスメントの教育等を確立しながら相談体制もやはり外部にっていうところも頼っていきなと思っております。

[4番 諸隈洋介君] ぜひその辺はですね、きちんとしてもらうことが町のなんていうんでしょう、信頼を得ることになるし、若い人が安心して働けるという環境づくりというのも今後こういふどこの企業でも行政でも人手不足というのは続くというふうに思いますので、その整備というものは必ず必要だというふうに思います。ハラスメントと言えば、聞こえが良いというか、直訳すると「いやがらせ・いじめ」ということな訳ですね。なので、そういうことを先程何回も申し上げるとおり加害者にも被害者にもならないように気をつけると。特にこの議場、全員多分昭和生まれだと思うので、昭和の時代に通用したことは、今、通用しないということを自戒を込めて自分も気をつけたいというふうに思っていますので、今回、そういうフェーズが変わったということはこの議場で確認してこの質問を終わりたいというふうに思います。続きまして、3番目、役場の人事評価についてお尋ねをしたいと思います。現在の人事評価は時代のニーズに沿っているのかということで。最近自治体ではですね、部下により上司の評価を取り入れるべきだという議論がされることが多くなってきた。自治体では同格の管理職であっても能力差が大きいため部下から見たい上司という視点も取り入れて評価したいという思いがあるのも分かります。現在の人事評価の仕組みというのを簡単に教えて頂きたいと思います。

[今泉藤一郎議長] 総務課長。

[川原総務課長] 有田町における人事評価制度は、地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律の公布により地方公務員にも人事評価制度の導入が義務付けられたことから運用を始めた経緯があります。ご質問の時代のニーズに合っているかですが、多様な生き方や考え方が主流になりつつある今の社会では常識的な基準というものも個人により様々で、統一するのは難しいように思います。そのような中でも公務を運営していく職場である以上、最低限の基準となるものは持っていく必要はあると考えます。ご質問の、町の人事評価の制度ですが、運用については

有田町職員の人事評価規定や実施要領に基づいて適正に実施をしているところです。評価の基準は2種類評価がございまして、業績評価、それから行動評価について評価を行い運用しているところです。

〔4番 諸隈洋介君〕今、課長がおっしゃった地方公務員法一部改正によって平成26年ですかね、28年に施行されたと思いますが、能力及び実績に基づく人事管理の徹底というものが規定されて能力本位の任用制度の確立、人事評価制度の導入、分限理由の明確化が求められるようになったということですが、その辺は相違ないということで大丈夫でしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕最近、法令が改正をされておまして、改正後の取り組みについては昨年8月時点の県内の状況を見ますと20市町の市町のうち5つの市が制度未活用となっていたことから、有田町は比較的適正に運用できているものと思っております。また、人事評価は導入すること自体が目的ではなく、職員のモチベーションを高め、組織全体の公務能力の向上につなげていくため評価結果の活用を通じて人材育成につなげていくことが重要と考えているところです。

〔4番 諸隈洋介君〕この中でですね、分限理由の明確化ということで、人事評価または勤務の状況を示す事案に照らして勤務実績が良くない場合、そういうことを明確化するというのも書いてあるというふうに思います。だから評価というものは本当に難しく、例えばAという人が評価してもBという人が評価しなかったらなかなか主観が入るので難しいなというふうに思いますので、例えば人事評価する場合にですね、評価者がその評価をするにあたって研修などがあるというふうに聞きますが、そういうことは行っているのでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕評価についてが、大変おっしゃるとおり難しいところがあります。評価する側もある程度の基準を理解した上で、同じ基準で評価をする必要があると思っております。業務の評価につきましても、問題なく執行できていて通常です。中には想定以上の結果が出たり、逆に日々努力を積み重ねても良い結果が繋がらなかったということはもちろんあります。ただ結果を見るだけではなく、職員の取り組みや努力の部分の評価も大切であると考えます。町では毎年ではございませんが、評価者に対する研修も行っているところです。

〔4番 諸隈洋介君〕研修は行っているということですね。管理職自身の行動改革ということを支援するということが今行われているということで、部下からどのように見られているかを集計し、評価を受けた管理職にあえて結果を示すということが管理職自身の行動改革を促す、いわば行動

改革の支援ツールとしての活用方法があるというふうに言われています。この場合は、部下が気楽に参加できるようにですね、なんて言うんだろう、アンケート方式などでその情報を上げてもらうということの方がいいのかなということ。人間関係の問題を発見するためにも実施しているということもあると。管理職の教育ニーズを発見するために部下からのアンケートによるそういう調査なども効果的じゃないかと言われていたり。いずれにしろ上司による一方的な評価だけではなくて、双方からな、公平な評価の取り組みにしていくべきだというふうに思いますが、この辺はどうでしょうか。町長、所感があれば。どっちでもいいですけど、副町長でもいいですけど。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕評価に関しては、本当に大変厳しいというか、難しいもんだと思っておりますので、総務課を中心に本当に難しいところでありますので、大事に制度もしっかり見直しながら、時代に、議員がご指摘のように時代に合った人事評価ができるように取り組んでまいりたいと思います。

〔4番 諸隈洋介君〕やっぱり上下じゃなくて、相互評価、上からの目線だけではなくて、下の人達からの目線も合わせて、要は働きやすい環境を作ることが一番大事だというふうに思います。これは部下であろうが上司であろうが組織であればそれが一番効率が良いというふうに思いますので、その辺はしかと心得て、今後、今日言ったようなことを念頭に置きながら組織の運営をぜひやっていって頂きたいというふうに思いますが、最後に何かそれに対して。もういいですか。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕今、人事評価を行っていて、社会が変わってくると難しい問題もたくさん出てきております。議員さんがおっしゃるように相互評価ということも必要な時代になって来ているのかもしれない。そこについては今後研究させて頂きたいと思っております。

〔4番 諸隈洋介君〕なったばかりで大変な質問ばかりして非常に申し訳ないですが、これで私の一般質問を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

〔今泉藤一郎議長〕4番議員 諸隈洋介君の一般質問が終わりました。10分ほど休憩いたします。再開を14時35分といたします。

【休憩 14 : 27】

【再開 14 : 35】

〔今泉藤一郎議長〕再開します。14番議員 藤誠一郎君。

〔14番 藤誠一郎君〕ただ今、議長の許可を頂きましたので、質疑に入らせてもらいます。通告を事前にさせてもらっておりましたので、きちんと勉強して答弁の簡潔な答えを聞き出したいと思っております。今回は、国内外の情勢の変容を踏まえた地方自治体が巻き込まれるであろう諸問題についてであります。昨今、政治経済、社会状況や中身が大きく変わっていくことで行政職員、また地域住民が巻き込まれる、また悪影響を及ぼされるような事案が増えてきているのは皆さんご承知のことと思います。本日は、その中でも近い将来難解な課題問題になるであろう以下の3点について質疑をいたします。まず、1、債券等資産運用についてであります。2番目が、外部発注と下請法についてであります。3番が、土葬・埋葬に対する行政の動きについてであります。よろしくお願ひ申し上げます。それでは最初のテーマに移ります。債券運用で農林中金が約2兆円近く、大手生命保険会社が3兆円越えの含み損を抱えていることが報道されております。負の部分のみ大きく取り上げられ、総合的なプラスの面が語られないのは少し報道に偏重傾向があるのではないかと私は感じているところであります。これらは皆さまご存じのとおり、昨年2024年3月に日本銀行のYCC、先程、中島君が言いましたように、ールドカーブ・コントロールといいますが、これは日銀が2016年9月に導入した金融政策でございます。その撤廃とマイナス金利解除が決定された時にある程度は予想できたものであります。では、自治体の債券運用はどのように報道されていたのか、モニターをお願い申し上げます。今回は福岡県の自治体を例に挙げますが、同じように国内債の債券で含み損を抱えている状況であります。あくまでも一般論として長期の債券運用は厳しい時代であると、仕方がないと割り切って対策するしかないと考えます。今後行政から住民に対して謝罪や説明をすることがあるとしても行政のトップや会計担当者に対して責任を押し付けるのはいかがなものかと私は感じておるところでございます。なぜなら、投資のプロや金融関係者でさえも債券運用が何が正解で間違いなのか、その時代の結果論でしかなく、また、自治体では同じ会計担当者が何十年も資産運用を担当するわけではございません。そもそも資産運用の金融知識や経験が乏しい国民にとって債券運用に最適な人材が居るとは思えない。特に2016年に日銀がマイナス金利を導入したことで5年や10年国債までも損失が出ます。また、マイナス金利の影響で億を超えるような金額を銀行が預貯金として預かってくれない過去もあったかに思います。まずはそこに本質の原因があり、そして24年3月にYCC撤廃とマイナス金利解除が決定され現在に至っているところであります。それらの経緯を含めてですね、質疑に入りたいと思っております。県及び町の債券取り扱い状況について答弁を求めます。

〔今泉藤一郎議長〕 会計管理者。

〔柴田会計管理者〕 それではお答えいたします。初めに佐賀県の債券の取り扱い状況につきまして回答いたします。県では基金の債券運用につきまして、債券運用マニュアルなどにより行われております。主な運用方法は定期預金で行われておりまして、一部を債券で運用しているということでした。債券の満期期間につきましては、10年、15年、20年のもので運用をしているということです。基金の運用方法や運用額につきましては、公表は行っていないという回答でございました。次に、有田町の基金運用につきましては、有田町公金管理並びに運用基準や有田町債券運用指針などに基づいて行っております。この運用基準においては運用は期間1年以内の定期預金が基本となっております。ただし、他の金融商品が安全で運用上有利と判断される場合は、債券での運用も可能となっているところでございます。平成28年度から始まりました日本銀行の大規模金融政策、緩和政策などにより、預金金利が低迷する中で運用金利の向上を図るため本町においても平成28年度より債券運用を行っているところでございます。現在、保有している債券につきましては、平成28年度から令和5年度にかけて購入しております。内訳につきましては、地方公共団体金融機構が発行する債券の10年債、20年債、21年債及び地方公共団体が共同で発行する債券の10年債となっております。全部で債券は8通保有し、合計8億円を債券により運用しております。年間に393万円の利息収入となります。保有する債券につきましては、満期となる10年後、20年後、21年後に額面全額が返ってくるものになります。また、満期までの期間は毎年固定の金利により利息を受け取ることができるようになっているものであります。町は債券運用指針に基づきまして、元本保全のために債券を満期まで保有することを原則として運用を行っている状況でございます。以上です。

〔14番 藤誠一郎君〕 ありがとうございます。私自身もこの債券についてまた定期等については、初めて開示させて27年ぶりですか、開示させてもらいました。こういうことについては今後、非常に大事な基金の運用、資産運用でございまして、皆さんも整理をして聞いておく必要があるのではないかと思っております。では続いてですね、現在の業務内容と今後の計画について答弁を求めたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕 会計管理者。

〔柴田会計管理者〕 お答えします。業務内容の把握と今後の計画はということでお答えいたします。これまで基金の債券運用にあたりましては、有田町公金管理委員会の会議におきまして議題として協議検討し、債券購入の判断を行ってまいりました。会議におきまして購入した債券の内容や基金の残高や今後の取り崩し予定、債権のリスクなど、情報共有を行ったうえで債券の運用上、

業務の把握と決定を行ってきたところでございます。債券の運用におきましては、元本の確実な保全、資金の流動性、金利変動リスクの適切な管理を行い、効率性の向上を図っていかねばなりません。今後の基金運用におきましては、基金の取り崩し計画、金利の変動、債券の仕組み、他市町村の運用方法などの情報収集を行って安全で運用上有利な運用を図るために公金管理委員会で慎重に協議していきたいと考えております。以上です。

〔14番 藤誠一郎君〕 返答ありがとうございました。現時点においては、有田町においては、特段懸念材料はないと私は判断をしております。そして会計担当者及び担当部門まずは改める必要はないと。早期に売る必要もないと。満期保有でよいと考えております。ただしですね、運用状況や取り扱いルールについては明文化や透明化をしておくべきだと考えておりますので、その辺については、今後、公金管理委員会でもですね慎重にやってほしいと思います。税金や財源が厳しい自治体は損している状況でも少しずつ売却、一部売却しているケースも出てくるはずでございます。現在、国内外の金利上昇は目に見えて明らかであり、日本債券の利回りが3.5%前後まで上昇してしまい、日本の超長期債の一部が半値になっている悲惨な状況でもあります。特に2020年前後のコロナ時期に発行された40年国債については2060年まで保有、塩漬けしておくことしかできない。そのような考えや計画を適時更新しながら含み損を認知して国債債券と付き合っていくしかないということを申し上げ、次の質問に移りたいと思います。モニターの切り替えをお願い申し上げます。先月5月16日でした。下請法、正式名称は、下請代金支払遅延等防止法の改正について参議院本会議で可決成立したところでございます。発注者が受託事業者と価格協議を十分に行わず一方的に支払い代金を決める行為を新たに禁止、法律の適用対象となる企業を拡大するため従来の資本金の規模に加え、従業員数を新たな基準として導入、資本金を少額にしたり、事業者を増資を求めるとすることに適用逃れを防ぐ目的もあると思います。約20年ぶりの改正で2026年1月1日に施行、新たな基準では製造委託の場合は従業員300人超の企業と300人以下の企業間の取引が、またサービス委託では100人超と100人以下の取引が対象となります。行政や自治体では下請け後の直接的な対象ではありませんが、これに示しているように政府契約の支払遅延防止等に関する法律もあるので、間接的に発注側になり下請法に係る状況もあります。では、具体的に質問をさせていただきます。町の業務外部委託状況、ここ3年間の状況について答弁を求めたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕 財政課長。

〔鷲尾財政課長〕 町の直近3年間の委託金額についてお答えいたします。全体予算で約120億から

130億ぐらいの予算がありますけれども、そのうち令和4年度は約10億2,000万円、令和5年度約13億4,000万円、令和6年度約11億9,000万円となっております。委託先の主な業種ですけれども、人材派遣、測量設計管理、一般廃棄物処理、産業廃棄物処理、建物管理、清掃保守点検修理、システム開発補修、イベント企画運営など多岐にわたっております。委託期間は概ね1年から5年というふうになっております。委託金額が大きい主な事業についてご紹介します。総務管理事業のアウトソーシング委託料ですけれども、令和4年度約1億4,600万、令和5年度約1億5,700万、令和6年度約1億7,200万円です。2つ目、ふるさと納税推進事業の返礼品開発配送管理業務委託料。令和4年度約6,200万円、令和5年度約6,700万円、令和6年度約8,300万円。3つ目、歴史と文化の森公園管理事業の指定管理委託料、令和4年度約3,800万円、令和5年度約4,200万円、令和6年度約4,600万円です。その年度の事業に、実施状況により委託金額は変わってまいります。傾向としては物価や人件費の高騰に伴い、委託料も大幅に上昇しているという状況にあります。以上です。

〔14番 藤誠一郎君〕ありがとうございます。委託金額が10億円以上、年間ですかね、そういう金額、数字っていた分を私たちも見させてもらってですね、幅広い中でね、大小あるんでしょうが、やはりこれについてもしつかり、やっぱり精査も必要かなと思っておるところでございます。引き続き質問です。下請法に対する職員委託企業担当者の個人への負担は軽減できるのか、対策はあるのかということで答弁を求めたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕財政課長。

〔鷲尾財政課長〕先程、議員からもご説明ありましたように、下請法はですね企業間取引を対象としているために地方自治体が発注者である場合には、原則として下請法の適用はありません。ただ、地方自治体の発注に際して、元請け業者と下請け業者間でトラブルが発生し、それに巻き込まれるケースが稀にはありますがあるということです。今回の下請法改正により、企業間取引において協議を適切に行わず一方的に支払代金を決める行為の禁止などが盛り込まれております。また、法律の適用対象となる企業を拡大するため、これまでの資本金規模等に加えて従業員数が新たな基準として追加をされております。町においても人件費等のコスト削減、専門的な知識や技術を持った人材の活用による業務の効率化や質の高いサービスの提供の観点等から多くの業務で外部委託を取り入れている状況です。町としては、直接的には下請法の対象にはなりませんが、今後間接的にも町職員がそのようなトラブルに巻き込まれることがないように、今回改正された内容を確認し、適正に対応していきたいと町職員の個人的な負担が増えないように対応していきたい

いというふうに考えております。

〔14番 藤誠一郎君〕ありがとうございます。引き続きですね、下請代金支払遅延法、遅延等防止法順守および中小・零細企業への支援が必要と考えるがその対策はどうかということで質問をさせていただきます。答弁を求めたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕財政課長。

〔鷲尾財政課長〕当然のことながらですね、事業者、各事業者の方には下請法を遵守して頂くという必要があると思います、仮にですね、現在においても下請事業者に負担を強いるような諸習慣が残っているとすれば、そこは改善されるべきであるというふうに思います。改善されない場合は、公正取引委員会等からの勧告や指導が行われることになっております。下請法の相談窓口については、政府広報によりますと、公正取引委員会のほか、商工会議所や商工会を案内をされております。もしですね、何らかのトラブルが発生したら事業者の方には、まずは商工会議所に相談をして頂きたいというふうに思っておりますし、町としてもですね、もし町の方にそのようなご相談があったら適切に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

〔14番 藤誠一郎君〕重要な発注業務のみでよいと思いますが、町職員と外部の方の個人対応あったとしても、たとえばですね、上司、同僚との情報共有や点検を行い、責任を個人負担ではなく、連帯責任制にしておくことも対策としていいのではないかと考えます。忙殺される日々でもできるだけ効率よく業務を遂行できるよう新しい下請法違反にならないような工夫や注意をして頂きたいと思います。現時点でも下請法により官民限らず全ての委託、受託側も対等の立場で取引ができなければならない、口頭だけの依頼や取引は駄目であります。事前に依頼や契約内容、金額を記載したものと紙発行する等で対処しないとイケないと。大企業では対応していても中小・零細企業ではできないことが多いと聞いておるところでございます。経済や消費が落ち込む昨今の状況では、お互いの信頼関係があったとしても金銭面、法律面で社会問題化につながりやすい、逆に下請法を盾に業者が悪用する場合があります。理不尽なクレーム、暴言、脅迫、過剰な要求、値上げ、値下げ、わいろや接待などの嫌がらせな行為等々、有名な裁判事例においては、部品等の製造を下請け業者に委託する際に委託企業が修理する金型を下請けに預けることはよくあります。ただ、その金型を下請け事業者に長期間保管させ続けると、下請法違反となるという判決もありました。また、金型等の設計図やデザインデータを取引先に取り上げられ、韓国や中国等に発注されて、商標や意匠権、著作権等のトラブルも発生をしているところがございます。そういう事件など有田町内の企業も巻き込まれる可能性がないとはいえません。このような事案や事件

に発展しないよう商工会議所は先程、申し上げられた、商工会議所や町内企業とも定期的に勉強会、研修を行って意識向上を図って頂きたいと思います。この案件については以上です。最後のテーマに移ります。モニター切り替え3-Bをお願い申し上げます。在留外国人の方がキリスト教、イスラム教を信仰されている場合、遺体の埋葬や土葬を希望されると聞いております。23年のデータですが、在留外国人の日本国内の死亡者は過去最高の9,000人を超えました。報道等を見ると自治体や地域住民間でトラブルになっていると。このような問題について町はどのような考えをお持ちなのか、また、関連して質問をします。平成23年東日本大震災当時には多くの方がお亡くなりになられ、火葬が困難になり遺体が土葬されたとの報道を記憶しています。その後どのようになったのか、理解しているのか、その2点について答弁を求めたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕住民環境課長。

〔淵住民環境課長〕お答えします。宗教等の理由で火葬をされない方がおられることは承知しております。墓地埋葬等に関する法律においては土葬は禁止はされておられません。有田町の条例では墓地の設置基準や、構造設備の基準、公衆衛生上問題がないことなどを定めており、基準を満たせば墓地の設置が可能ですが、現在、土葬を許可しているところはありません。日本でも昭和30年頃までは土葬が主流でしたが、現在はほぼ火葬されております。有田町としても事前に想定した上で検討する必要はあるかと考えますが、宗教上の思想といったことにもなりますので、慎重に進めていければと考えております。また、平成23年東日本大震災では、多くの方が犠牲となり、さらにはどれほどの遺体が発生するか見当もつかない状況であったため、仮埋葬という形を取られ、土葬をされております。数か月後に、遺族の強い意向によって、この遺体を掘り起こし火葬されたとされております。

〔14番 藤誠一郎君〕ありがとうございます。それでは、モニター3-Aの方に切り替えてください。引き続き質問します。有田町墓地等の経営の許可等に関する条例の第7条ですか、この第7条の中にですね、墓地の設置場所の基準は次のとおりとする。また、最後に公衆衛生上支障がないことを定められているとのことですが、具体的にどのような内容なのか、答弁を求めたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕住民環境課長。

〔淵住民環境課長〕土葬に係る衛生上の問題として、一般的に土壌汚染、水質汚濁や感染症が考えられます。土壌汚染、水質汚濁としては、土壌中の微生物により分解・酸化されると硝酸性窒素や亜硝酸性窒素が生成され地下水の汚染原因となります。その結果、感染症のリスクも高まると考

えられます。またその他に匂いや害虫なども考えられます。

〔14番 藤誠一郎君〕 この件に関しましては、土地管理者個人がよければ土葬をしても良いという安易な判断、考えでは必ず問題になると思います。ここにも書いてあるように国土が狭く自然災害多い日本ではそもそも人口密度が高い地域では土葬用の埋葬地を確保はしにくいはずでございます。自治体としても具体的な対策もなければ国の指針もあやふやであります。キリスト教の方でも、今、日本式の火葬を受け入れているケースもあります。また、遺体の国内外配送、船や飛行機をできる専門業者も少ないですが、日本にも存在をしているということです。今後の対策の検討材料になればいいかなと思ひまして、今回の質問に上げさせてもらいました。最後に、町長に答弁を求めたいと思いますが、今、基本的に3点のテーマでお話させて頂いて、自治体の問題になるだろうということは十二分に理解してもらったのかなと。今懸案材料も多いと思いますが、今後のことについて町長の見解を求めたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕 町長。

〔松尾町長〕 議員の今、ご指摘の件でございますが、やはり1番の国債債券の運用と取り扱いルール等に関しましては、他自治体の他山の石として我々もしっかりと気を引き締めて管理委員会の中でしっかりと先を見据えた協議をしながらそういったことにならないように対応していきたいと思っております。2番目に関しましても同じような思いでございますので、というところでありませう。3番目の土葬埋葬に関しましては、やはり今から多様な文化を受け入れなくてははいけないかなと思っておりますが、現在、当町ではそうやって海外の来られた方が亡くなるという案件はございませんが、近い将来にはそういったことも出てくるかもしれません。先程、例に挙げられました、大分県日出町の安部町長はたまたま私、ある会合で隣になりまして、このイスラムに反対して町議会の方から町長になられたという経緯を聞いております。いろいろ参考になるようなお話もありましたので、担当者の方と連絡を取り合いながらそういったイスラム教というよりは全体的なお話としてどういった対策ができるか、お墓に関しましてはいろいろ課題も大きいところもありますのでしっかりと取り組んでまいりたいと思ひます。

〔14番 藤誠一郎君〕 ありがとうございます。以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔今泉藤一郎議長〕 14番議員 藤誠一郎君の一般質問が終わりました。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

【散会 15 : 08】